

2025年11月14日

三田市長 田村 克也 様

兵庫県地域人権運動連合 議長
丹有地域人権運動連合会 会長
同三田支部 支部長

(連絡先: [REDACTED])
三田市あかし台1丁目 [REDACTED])

憲法と地方自治の原則通りの 市民施策の充実と 「同和行政」の完全終結を求める 要求書

貴職は、2年前に「市民本位の三田市に！」をスローガンにして、当選されました。しかし、この間の施策を見てみますと、「三田市民病院の統廃合計画」をはじめ、市民の命と生活、福祉、教育を蔑ろにする「市民犠牲の三田市に！」なっています。

8月20日に公表された「三田市未来への財政ロードマップ(案)」では、来たる10年間に93億円の収支不足が見込まれるとされており、一層「市民犠牲」の施策の推進を表明しています。

また、9月議会では、フラワータウン市民センター移設にかかわる整備事業費等の予算案が否決される等、議会からも貴職の市政運営に”ノー”が突きつけられています。

これらは、明らかに貴職の失政であり、貴職の辞任に値します。

国の方に目を転じますと、

[REDACTED] 7月の参院選でも自公は歴史的な大敗しました。その結果、僅か1年で石破首相は退陣しました。公約や言動が如何に大切であるかが分かります。

貴職も、2年前に当選された時の初心「市民本位の三田市に！」に立ち返られることを要求します。

さらには、[REDACTED] 高市氏が自民党総裁に選ばれましたが、[REDACTED] 公明党が連立政権から離脱しました。一方、日本維新の会が、[REDACTED] 「副首都構想」「(比例定数の)議員定数1割削減」を叫び、自民と連立しました。[REDACTED] 自民党政治を延命させ、社会保障と生活関連予算の削減を一層加速させ、国民犠牲の政治を推進しようとしています。

私たち丹有地域人権運動連合会(丹有人権連)は、地域に生起する様々な人権問題の解決と住民の切実な諸要求実現のため、地域人権運動を進めています。

今年2月11日開催した第40回人権と民主主義を考える丹有研究集会では、[REDACTED] さんが、「くらしを支える政治をつくるために」と題して記念講演を行いました。そして、[REDACTED] さんが「『健康保険証』廃止の弊害と今後の私達の運動」と題して特別報告を行いました。

こうした中で、いま三田市でも、地方自治の根幹である、市民の生活と健康を守り、福祉の向上と人権保障、民主主義の発展のための施策を実行することが求められています。

つきましては、下記の項目について要求書を提出しますので、12月14日までに文書での回答、及び、懇談の場を設定されるよう要請します。

記

【1】憲法の三大原理に関すること

昨年、日本原水爆被爆者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。これは、核兵器が2度と使用されてはならないことを証言によって明らかにしてきたことと核兵器のない世界を実現するための努力が評価されたものである。2017年国連で採択された「核兵器は悪」とする核兵器禁止条約は、9月26日現在、署名95国・地域、批准74カ国・地域に到達している。ところが、日本政府は、日本が唯一の被爆国であるにもかかわらず世界の趨勢に逆行して、条約批准に背を向ける態度を取り続けている。

「三田市として独自に核兵器禁止条約の早期批准を国に要請すること」に対して、昨年度の回答では、『『平和首長会議』を通じて…署名・批准について要請』として、一年遅れの2023（令和5）年付要請文が提出された。

「三田市として独自に核兵器禁止条約の早期批准を国に要請すること」が是非とも必要である。その予定はどうなっているか明らかにすること。

また、戦争は人権侵害の最たるものである。「戦争放棄を謳った憲法9条は遵守することを市民に表明するとともに、国に対して『9条遵守』を要請すること」に対して、「憲法9条につきましては、日本国憲法の基本原理である恒久平和の理念をしっかりと守っていくことを前提として、国会や司法の場で審議、判断されるべき問題であると考えております。」

「本市では、平和を考える非戦の誓いをつなぐ機会として毎年『平和を考える市民のつどい』を開催するなど、平和施策に努めております。」と昨年度回答されたが、「国に対しては『9条遵守』を要請すること」に対する回答がなかったので再度回答を要請する。

また、決算書を見ると、人権教育推進事業費約428万円に対して、平和推進事業費は、約48万円（「平和を考える市民のつどい」開催費のみ）であり、明らかに軽視されている（「人権と共生を考える市民のつどい」開催費約71万円と比較しても）。今後の取り組みの強化を明らかにすること。

【2】全ての市民に対し憲法と地方自治法を生かし基本的人権を保障する立場から、市民の命と健康を守り、生活・生業を保障し、その向上に資する施策を実施すること。

（1）三田市民病院の「統廃合」問題と市長辞任

①公約を反故にした市長の責任

「新病院基本計画」（2月14日公表）によると、「事業費」は254億円から521億円に、国補助は40%から28%に縮小と、「基本構想」から大幅に事業費が増えている。利息や医療機器の更新費用を考えると30年間で約790億円にもなる。さらに、統廃合に伴い、周辺道路の整備や交通網など関連事業も必要になるので、総額を明らかにすること。また、土地取得も出来ていないので見通しを明らかにすること。

公約「統廃合は白紙撤回」や「基本構想」等とは大きくかけ離れており、市長を辞任して再選挙を行い、市民に信任を問う必要がある。

②財政からも「統合計画」は破綻

「三田市未来への財政ロードマップ（案）」では、「7年度～16年度における三田市の財政収支見通しでは、約93億円の収支不足が見込まれます。さらに、新病院の整備にかかる財政負担が17年以降にピークを迎えるため、そのための資金を準備する必要があります。」とされている。財政破綻を招く「三田市民病院と済生会兵庫病院との統合」を撤回すること。

③市民の命と健康を守るためにも、「統合計画」の中止を

「統廃合と指定管理者制度導入」は、県下各地でもいくつかあるが、病床の削減で住民の命と健康が守れないことが明らかになっている。

④希望する市民病院職員の全員の採用と人権侵害の中止

病院職員に対して、市に残り、転任を希望する職員に試験を行い、僅か20名しか

採用せず12名が解雇されようとしている。明らかな人権侵害であり、撤回すること。
病院が統廃合された川西市では、希望者55名の全員が採用されている。

(2) 医師の「働き方改革」と救急医療体制

① 医師確保が難しい原因は、なぜと認識されているか。その解決策はどうか。

② 昨年度の回答では、「原則年間時間外勤務時間数960時間以内となるA水準で運営」とされているが、医師からの意見等の集約がなされたのか。その取り組みを明らかにすること。

また、昨年度の回答では、「夜勤が必要となる一部の診療科においては、…今後、医師の高齢化や医師の人数が不足した場合には、診療体制に影響がでる可能性があります」とされているが、医師の年齢構成を明らかにすること。「医師の人数が不足」とは何を意味するのか。

さらに、昨年度の回答では、「24時間救急(受入)の維持について、…一部への診療科において対応が困難…医師の確保も難しい」とされているが、その「診療科」は何科か、また「医師の確保も難しい」のはなぜか。

(2) 市民負担増でなく、財政赤字を招いた市長等の責任と処置

① 市長や副市長の責任と措置

「三田市未来への財政ロードマップ(案)」にある約93億円の収支不足に対して、その運営責任者である市長と副市長の給与や退職金を半額程度に削減すべきである。その案を市議会に提案すること。

② 「ゴミ袋」の2倍以上の値上げの撤回を

本来、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第6条」において、「一般廃棄物の収集は市町村が行う事」と義務づけられており、無料で収集を行うことである。さらに、「ごみ処理手数料」をごみ袋の価格に上乘せすることは許されない。

私達は、そのために税金を支払っており、「税金の二重どり」である。

「ゴミ袋」を住民が買う必要がない全国の自治体もかなりあるし、兵庫県内でも半数以上もある(29市12町の内、1.6市7町)。ましてや、三田市が属する阪神地区では、三田市のみである。それなのに「ゴミ袋」を買わせ、その値段を2倍以上することは断じて許せない。多くの市民も反対しており、撤回すべきである。

③ 公共施設の使用料値上げは、貴職が掲げるスローガン「市民本位の三田市政に！」に逆行

使用料に「減価償却相当額」を新たに導入しているが、これは誤りである。これは、公共施設の整備にかかる内容であり、すべての市民が利用する機会を提供するので、公費で負担すべきである。平成8年4月からの導入は撤回すべきである。

④ フラワータウン市民センターの集約化は撤回を

三田市は、これまで現在のフラワータウン市民センターを大規模改修するとしてきた。しかし、コストの比較資料を作成し、複合化の方が安いとしているが、複合化した時、施設整備費に約10億円、現在の市民センターでは必要の無い賃料等約4千万円がいることになる。試算が間違っている。なぜ方針を変更したのか。経緯を明らかにすべきである。

9月22日三田市議会本会議で、フラワータウン市民センター移設にかかわる整備事業費等の試算が問題となり、予算案が否決された。また、「フラワータウン市民センターを現在地で残し充実を求める請願」が採択された。貴職が掲げるスローガン「市民本位の三田市政に！」の通り、議会の決定に従うべきである。従って、市民や議会を無視して、独断で「集約化」を強行するための形だけの「市民説明会」は必要ない。

(3) 「高齢者や障害者に“やさしいまち”の実現」「公共交通機関 整備・充実」を公約にされ、「コミュニティバスの導入」や「市民の声を聞いたインフラ整備(エスカレータの設置など)」を言われた。

昨年度の回答では、「…バス路線の休止をきっかけに、…地域と協議・検討を行い令和6

年10月から交通空白地自家用有償旅客運送事業として地域内交通を運行」としているが、どの地区で実施されているのか。また、「コミュニティバス」は、以前2地区で導入されているとしたが現在はどうなっているのか。

昨年度の回答では、「インフラ整備」について、「新三田駅のエスカレータ設置…実現に至っておりません。しかしながら、早期実現に向けて引き続き西日本旅客鉄道株式会社へ行ってまいります。」とされているが、昨年、いつどのように要望されたのか。

また、「今後も待合環境の向上に資するような設備の設置を西日本旅客鉄道株式会社に対し要望を実施」とされているが、昨年、いつどのように、どんな内容で要望されたのか。

【3】教育問題に関する課題について

(1) 「教員未配置」(教員欠員)問題

全国的に(兵庫県でも)「教員未配置」(教員欠員)問題が解決されず大きな社会問題になっている。昨年度の回答では、「今年度は、4月始業時点では、担任不在の状況はありませんでした。5名の未配位置が生じました。その後、…退職、産育休、病休等により代替教員が必要となり、その結果5~7名程度の欠員が生じている状態が続いており」「未配置の学校においては、子どもたちへの影響を最小限にとどめ、子どもたちが学び続けられるように教職員が強い使命感を持って対応しており、…一部の教職員に負担が増えないように留意しております。」とされているが、全く本末転倒である。

- ①「産育休」は事前に判明していることであり、事前に代替教員を確保しなくてはならない。「途中退職」については、その原因をどのように考えているか。三田市の教育の在り方に問題があるのではないか。
- ②「影響を最小限にとどめ」「教職員が強い使命感を持って」は、教育委員会の責任を教員に押しつけることであり、そのような三田市の教育への考え方に失望して、「途中退職」をしているのではないか。
- ③「一部の教職員に負担が増えないように留意」とは、どのような措置をとっているのか。

また、2024年度(未配置が5~7名)は、2023年度(未配置が1~5名)より悪化しており、未配置解消のシステムや取り組みに問題があるのではないか。2025年はどのような実態が明らかにすること。

(2)「三田市未来への財政ロードマップ(案)」では、「目的地 目指すまちの姿」として、『『こどもを核としたまちづくり』を進め、次の4つのまちの姿をめざします』と述べているのが、全くの虚偽である。

- ①第1項目「…子どもを生み、育てることができて良かったと思える」は、三田市では、三田市民病院の統廃合によって、市内に公立の産婦人科がなくなり、「生む」ことすらできないのではないか。この項目からも、三田市民病院の統廃合は中止すべきである。そして、「育てることができて良かったと思える」としているが、学校・園の統廃合に教育観点が全くなく、「未来を見据えた公共施設等のマネジメント」(「将来の財政負担の軽減を図ります」目標効果額:約47.9億円)としている。

この項目から、

・取組15「放課後児童クラブの施設数の見直し」、取組16「三田保育所・三田幼稚園のあり方検討」、取組17「松が丘幼稚園とありまふじ幼稚園の統合」(ありまふじ幼稚園は今年開園したばかり)、取組18「三輪幼稚園のあり方検討」、取組20「その他小中学校等の再編統廃合事業」等は撤回し、削除すべきである。

昨年度の回答では、「再編により学校の適正な規模を維持し、質の高い教育環境を実現することにより、まちの魅力を高めてまいります」とされているが、「適正な規模」の認識が遅れ、世界的な水準になっていない。先進国では、20人程度のクラスで、質の高い教育環境が整備されている。もっと教育委員会は世界的動向を学習すべきであり、「再編」や「統廃合」は中止すべきである。

昨年度の回答では、「…各認定こども園では再編によって園児数が増加し、…集団での生活を通じた豊かな学びを保障できる環境が整いつつある。」とされている。

統廃合により、園児数が増加するのは当然であり、再編する前の数と再編後の数を明らかにせよ。「豊かな学び」になっているとするなら、データを示すべきである。

「認定こども園」については、全国的にも、子どもの学びを保障していない様々な問題が発生している。

また、昨年度の回答では、「市立保育所の増設につきましては、民間の保育施設との連携により必要な保育量が確保できており、…増設する予定はございません。」としているが、要求書の回答になっていない。「保育量」の問題でなく、衆参選挙でも多くの政党が「教育費の無償化」を掲げており、市立保育所の増設によって、私立も市立も「無償化への道」を開くべきであるという要請である。

②第4項目「子どもにとって、安全かつ安心して生活できるインフラ、家庭・地域・教育・自然環境が整っているまち」は、「教員未配置」の現状とは全く逆である。

「教員未配置」では、昨年度の回答にある「質の高い教育環境」とはほど遠い。

又、中学校の給食費は無償化されたが、市民が求め続けている小学校の給食費の無償化は、置き去りにされている。これもこの項目とは真逆である。

さらに、兵庫県は、教育を切り捨て地域を衰退させる、三田市を含む第2学区の高校を統廃合する無謀な計画を進めている。「再編に当たっては各自治体の首長、教育委員会と調整を行う」としている。三田市の高校の統廃合について対処方針を明らかにせよ。

②第2項目「子どもが、大人になってもこのまちなら学びや交流などを通じて成長できると思えるまち」に逆行するのが、取組14「多世代交流館の廃止」である。施設・設備がなく、何が「学びや交流」か。撤回すべきである。

【4】多くの市民や私たち人権連が反対した「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」(略称「人権・共生条例」)の制定(2022年4月施行)について

(1) 昨年度の回答では、「今後、積極的に対策を取らなければ様々な人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる可能性がある」としているので、三田市において「様々な人権侵害や生きづらさを感じる人が増えてくる」についての実態を明らかにすること。

しかし、実態については、回答がなかった。決算書掲載の報告では、平成6(2024)年は、これまでより寧ろ減少している。制定の理由も誤っているので、撤回すべきである。

(2) 昨年度の回答では、「市民、事業者、行政が一緒になって、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取り組みの方向性を示し、個々の施策を推進していく環境を整え」としているが、この考えが憲法の人権概念や基本的人権を侵害し地方自治法に反する内容であると指摘している。「市民、事業者、行政が一緒になって」でなく、三者の役割分担が異なる。高校教科書にも記述されている憲法の人権概念を明らかにすること。

そして、この回答は、一昨年度と同様の回答であり、回答になっていない。

(3) 昨年度の回答「市民が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合うことにより、人権侵害のない社会をつくり、全ての人々が自分らしく生きることができ共生社会を実現することを目的」は、一昨年度とほぼ同様の回答であり、回答になっていない。

例えばとして、三田市の考えでは、「優生保護法被害」等国家による侵害を解決できない。憲法の人権概念を破壊することであり違法であると指摘したが、その回答がない。

私達の実現を目指しているのは、「共生社会」でなく、憲法の人権概念からすれば「民主社会」である。また、参院選でのデマを含めた「外国人等への排外主義」が横行して、国民の一部が同調した。在日外国人に対する制度的な人権保障のない「共生社会」論の誤った公権力(行政)の啓発が影響を与えている結果でもある。今こそ、「民主社会」での在日外国人の人権保障の問題であるという広報が必要である。

以上から分かるように、憲法の人権概念や基本的人権を侵害し地方自治法に反する内容

であり、「人権・共生条例」を廃止すること。

(4)「三田市人権施策基本方針改定案」に対する「市民意見の募集」(パブリックコメント)の方法と集約・改訂の問題

①多くの市民がパブリックコメントに応募する制度になっていない。パブリックコメント提出数が5名からも明らかである。

②「募集結果」と「意見に対する市の考え」について、このまとめ方は恣意的で、パブリックコメントの意味がない。

意見は5名(41件)として、【改定案を修正するもの】1件、【参考意見等】40件としているが、「改定案」反対意見は、【参考意見等】ではなく、修正意見として提出されたものである。きっちりそれに対する市の見解を表明すべきである。

③この改訂により、どのような施策を行っているのか。

【5】人権・同和行政の施策について

下記(1)は、国や県の法的な裏付けがなく(約25年前に廃止されている)、又、市民に部落差別を拡散させるもので、真っ先に「三田市未来への財政ロードマップ(案)」に挙げて廃止すべきである。

(1)「解放学級」は、特別法失効後もなお今日、「同和地区」の線引きを残し部落問題解決に逆行する事業である。その上、市単事業であり、即刻廃止すること。

①昨年度の回答で、「5学級(小学校3、中学校2)での実施」とされたが。従前に比べ、半数になっている。現在の実態を明らかにするとともに、一部地域の実施にもなっているので廃止すること。

また、実施形態や内容についても、「実績報告書」や「活動日誌」を通じて不適切な内容(歴史認識とは異なり、一部運動団体の考え方を注入していること)であることが判明している。行政施策としては、廃止すべきである。下記のように「仲間とともに行動できる力」としているが、決算書での目的は、「…仲間とのつながりを大切にしながら」となっており、また、「解放学級実施要項」とも異なる回答である。

昨年度の回答では、「解放学級は、児童生徒が将来、『差別を受ける』或いは『差別に出会う』という場面に遭遇した時に、『差別を見抜き、それにどう対応すべきか』を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施」とされているが、一昨年度と同様である。その目的が誤っているとして、ア)児童生徒が、将来出会うのは圧倒的に、国家・自治体(公権力)や社会的権力(企業等)による人権侵害である。イ)憲法の人権概念と基本的人権について学校で豊かな認識をつけることが必要である。ウ)「解放学級」のような「特別施策」を実施すること自体が、ありもしない「同和地区」を残し、「部落差別」を拡散する行為であり、子どもたちにも「不安」を植えつけ、子どもの成長にとって有害である。等と指摘したが、回答がない。再度回答を求める。また、廃止した地域についての実態を明らかにすべきである。

さらには、「それを支える地域住民や保護者も…自身がつらい体験をしており」と回答しているが、具体的な「つらい体験」を明らかにすべきである。

継続する理由に、昨年度の回答では、「…結婚の際しての相手の出自を調べる」「…不動産売買や転居など…特定の地域を避ける」「インターネットを悪用した差別書き込みや特定の地区を部落問題に関連した地区とする情報」は、いずれも法的規制や行政指導の問題であり、「差別意識」とは無関係である。また、三田市の「解放学級」継続は、「特定の地域」を公表していることであり、三田市は、既述の行為と同じことをしており、明らかに差別を助長する行為であるので、廃止すべきである。

②「解放学級」に関する次の資料を提出すること。

○「解放学級実施要項」

○「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」

○「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無

地域住民と教員の参加の有無が明確になる形式で提出すること。

○生徒募集資料

○謝金対象者の重複度とその確認方法、指導内容

昨年度の公表資料では、一部地域のみで謝金が支払われている。その理由と指導実績を明らかにすること。昨年度の要求に対する回答がなかった。

○教職員の勤務形態「専免」廃止の確認

私たちが従来から指摘した不正な「専免」は、3年前から廃止されたが、「専免要項」の変更はしていない。それでは、不正な「専免」の復活されることになる。

教職員の「専免規定」を早急に改訂すべきである。

(2) 昨年度のインターネット・モニタリングの結果と「書き込み」に対する三田市の対応(削除対象や削除依頼の件数)や指導の具体的な内容と結果を明らかにすること。

決算書によれば、「削除依頼件数」は2件とあるが、その内容と結果を明らかにすること。また、それに対する三田市の取り組みも明らかにすること。

「改定プロバイダ責任制限法」(いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」)に対してどのように対処する予定や対処しているのか。

(3) 昨年度の「総合相談窓口」での相談結果を明らかにすること

決算書によれば、くらしの人権相談件数は197件となっている。その内訳を明らかにすること。一昨年度の回答では、「部落差別に関するものが0件」とされており、(1)①の既述の三田市の現状認識が誤っていることは明らかである。

(4) 2002年の「同和に関する法律」<「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(「地対財特法」)>の終了を踏まえ、「同和地区(被差別部落)」や「同和地区(被差別部落)住民や出身者」が存在しないことを積極的に広報すること。

これに対して、昨年度の回答の中では、「依然として心理的差別が根強く残るなど」としているが、「心理的差別」はどのようにして分かるのか。また、昨年度指摘した、「根強く残る」とは何を根拠にしているのかに回答がなかったので再度回答を求める。国による「同和地区実態把握等調査」(1993年実施、1995年結果公表)の結果を知っているのか。その内容を明らかにすること。

さらに、昨年度の回答では、「インターネット・モニタリングの結果にあるように、誹謗中傷や、差別落書き事案が存在しております」としているが、「誹謗中傷」と「差別落書き事案」の内容を明らかにすること。また、「部落差別解消推進法にある…事業を行うとともに、啓発相談体制の強化を図ってまいります。」と回答しているが、「事業」は何を指しているのか。「啓発相談体制の強化」をどのように実施しているのか明らかにすること。

【6】12月の人権週間実施の「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」について

(1) 市職員の参加に係わる総務部長(前経営管理部長)の「通知」が改正されたことは評価したい。教職員に対する教育長名の通知「参加体制及びサービスの取り扱い」について変更はあるのか。

令和6年度の参加者数と、市職員と教職員の参加人数を明らかにせよ。また、参加者の感想や評価とともに、内容を広報せよ。

(2) そのプログラムにおいて、各種の表彰や人権作文発表などと「人権・共生に関する講演」とは分離すること。参加が「自由意志」なのにこれでは一体になって強制になっている。昨年度の回答では、「前半が表彰・作文発表、後半が講演と分けて構成しており、参加者の意志によって自由に参加できるもの」「主催者としてはプログラム全体を通して参加していただくことで幅広く人権を学ぶ貴重な機会」としているが、県のように前半と後半の時間を記入したり、また、参加自由を会場で公表することを要請する。「主催者の思い」と参加強制とは別である。

また、「幅広く人権を学ぶ貴重な機会」としているが、講演内容が不可知論の「心理的なもの」ばかりであり、市民が「人権・共生に関する講演」を聞いて、解決の展望を持つ内

容になっていない。是正すること。

【7】民間組織である「三田市人権を考える会」について

民間組織である「三田市人権を考える会」に財政と運営を市が提供することは、市民の理解を得られない。市民の理解は、民間組織は自主財源と自主運営が当然である。

(1) 事務局を人権共生推進課の職員が担当することを中止すること。民間団体の事務局を担当している理由を明らかにすること。

昨年度の回答では、「三田市人権を考える会の規約の定めにより、…事務局では、会長からの委嘱により連絡調整、各部会の運営等本会の事務を処理しております。」となっているが、他団体でも規約に明記すれば、人権共生推進課が事務局を担うのか。

また、「三田市人権を考える会は、前身である三田市同和教育研究協議会の時から三田市が事務局を担っております。」としているが、「三田市人権を考える会」が加盟している上部団体「全人教」や「兵人教」は、行政が事務局を担っていない。三田市が逆に例外である。

(2) 「三田市人権を考える会」の運営資金について、昨年度の実績を明らかにすること。

昨年度回答がなかった「財政と事務局の丸抱えの組織が、三田市にあるか」について再度回答を求める。

(3) 昨年度の回答では、「三田市人権を考える会は、人権を啓発・推進する市内最大の活動団体」としているが、「市内最大の活動団体」なら参加組織の分担金や個人等からの会費等を徴収すべきである。

三田市オンブズパーソンの報告書から「…当該外部団体の業務の全部が三田市と共同で行う業務であり」としているが、それでは外部団体とは言えない。

さらには、一昨年度の回答と同様に、「今後においても全市的な取り組みを進めて行くことが必要であると考えています」としているが、行政と民間組織では、同じ「啓発活動」でも役割が異なるので、それぞれが、別々に実施すればよい。

丹有人権連も参加する、「2・11人権と民主主義を考える丹有研究集会」実行委員会 は、自主的な組織としては、丹有地域における最大の組織であるが、個人からの財政支援や参加費により、41回も独自に研究集会や「学習・討論会」等を実施している。